

雫石町地球温暖化対策実行計画

(第Ⅳ期計画)

平成28年3月

雫 石 町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 計画期間	1
3 対象範囲	1
4 対象となる温室効果ガス	2
第 2 章 温室効果ガス排出量の現状	3
1 温室効果ガス排出量の現状	3
第 3 章 実行計画の目標と取組	4
1 計画目標	4
2 具体的な取り組み	4
第 4 章 計画の進捗管理	6
1 推進体制	6
2 点検及び評価・検討	7
3 進捗状況の公表	7
参考資料	8
1 雫石町地球温暖化対策推進会議設置要綱	9
2 活動種類ごとの排出係数一覧及び地球温暖化係数	12
3 第 I 期から第 III 期計画までの目標達成状況	13

第 1 章 計画の基本的事項

1. 目的

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3』に基づき、雫石町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化対策の推進を図り、地球環境の保全に寄与することを目的とします。

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律 第 20 条の 3

第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2. 計画期間

本町は、これまで平成 11 年度を基準年度として、第 I 期計画、第 II 期計画及び第 III 期計画を策定し、着実に効果を上げてきました。本計画は、これらの計画の検証をしたうえで、基準年度を平成 26 年度とし、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を第 IV 期計画として策定するものです。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 対象範囲

本計画の対象は、雫石町の事務及び事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてとします。対象施設は次のとおりです。なお、指定管理者制度の取扱いについては、平成 27 年 4 月に環境省が示した「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」に基づき対象施設に加えることとします。

表 1 対象施設

総務課	役場庁舎、駅前事務所、中町バス待合所、公用車
防災課	消防施設、消防車等
環境対策課	春木場駅トイレ
町民課	火葬場、墓地公園
総合福祉課	御明神保育所、西根保育所、橋場へき地保育所、大村へき地保育所、七ツ森保育所、雫石町児童館、七ツ森放課後児童クラブ、老人憩いの家
健康推進課	健康センター（雫石診療所含む）、公用車
農林課	農業者トレーニングセンター、御所防災ダム管理事務所、七ツ森山村広場トイレ、コテージむら管理センター、体験農園、しずくいしアグリリサイクルセンター、道の駅農産物処理加工施設、伝統文化保存伝承交流センター、南畑地区農林産物処理加工施設、桑原飲料水給水施設、小赤沢飲料水給水施設、公用車

長寿支援課	公用車、雫石町デイサービスセンター
観光商工課	雫石銀河ステーション、町民憩いの家鶯宿集会所、玄武洞さわやかトイレ、ふれあい広場さわやかトイレ、網張温泉ありね山荘、国見山荘、道の駅浄化槽、滝ノ上野営場、滝ノ上休憩舎、道の駅地域交流拠点施設、まちおこしセンター、御神坂登山口休憩施設
地域整備課	アルペン記念公園、中町公園、鶯宿ロードヒーティング施設、中央線融雪施設、下川原岩持線アンダーパスポンプ場、町道関連橋灯、源大堂住宅、竜川河川公園、町道関連街路灯、南町線融雪施設、公用車等
上下水道課	簡易水道施設、下水道設備、上水道施設、公用車
学校教育課	中学校、小学校、公用車等
生涯学習課	歴史民俗資料館、勤労青少年ホーム、総合運動公園、屋内ゲートボール場、クロスカントリースキー場、鶯宿運動場、御明神運動場、西山運動場、中央公民館・図書館、雫石公民館、御所公民館、御明神公民館、西山公民館、公用車等

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた7種類の温室効果ガスと、それに係る活動内容の区分は次のとおりです。

なお、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、該当事業がないため調査対象外とします。

表2 温室効果ガスの調査種類

種 類	ガス排出の原因となる活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用、燃料の使用
メタン（CH ₄ ）	ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
一酸化二窒素（N ₂ O）	ディーゼル燃料の使用、ガス・ガソリン燃料の使用、自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車用エアコンの使用・廃棄
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、製品の使用・廃棄
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	半導体の製造、製品の使用・廃棄
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチング

第2章 温室効果ガス排出量の現状

1. 温室効果ガス排出量の現状

平成26年度における雫石町の事務事業からの温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で6,027 t-CO₂となっています。

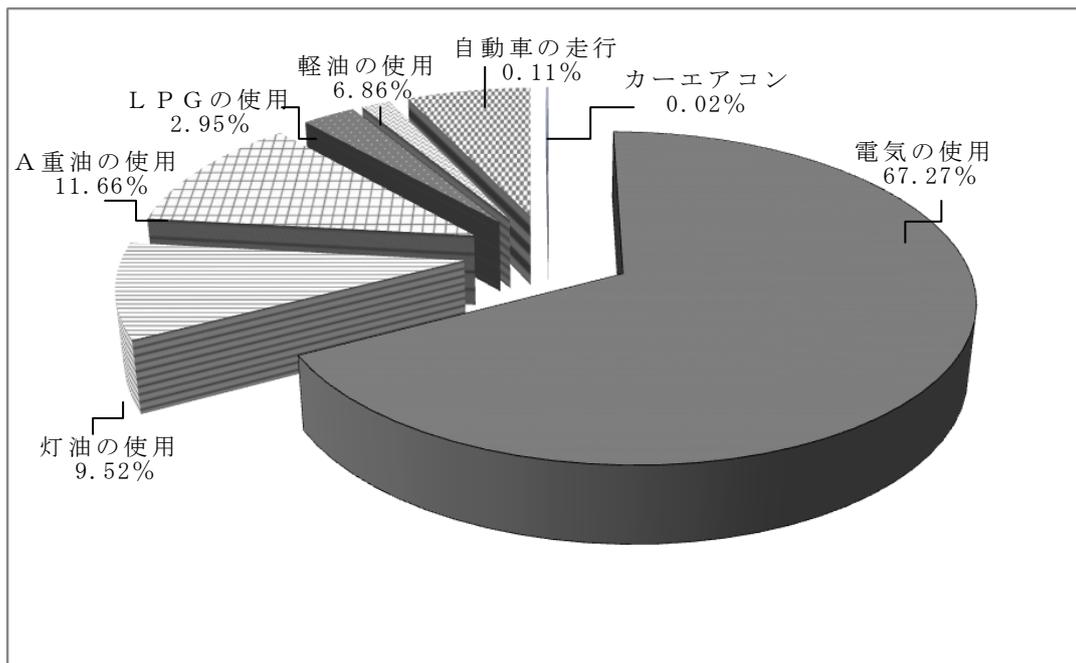
表3 活動内容別の排出量比較

ガスの種類	種別	26年度(kg-CO ₂)
二酸化炭素(CO ₂)	電気の使用	4,054,063
	灯油の使用	573,623
	A重油の使用	702,432
	LPGの使用	177,741
	ガソリンの使用	97,314
	軽油の使用	413,530
メタン(CH ₄)	自動車の走行	267
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行	6,148
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコン使用	1,431
	カーエアコン廃棄	21
合計		6,026,570

※参考資料2の排出係数及び地球温暖化係数を使って算出しています。

排出量を要因別にみると、最も多いのが電気の使用で約67%、次いでA重油が約12%となっています。

表4 H26年度排出量構成比



第3章 実行計画の目標と取組

1. 計画目標

第Ⅰ期計画から第Ⅲ期計画までは、基準年度を平成11年度とし、計画期間はいずれも5年間として取り組んできました。第Ⅳ期計画を策定するにあたり、現在の施設設備などの状況を鑑み、基準年度を平成26年度とします。

数値目標は、温室効果ガス総排出量の削減に関する目標の達成に向け、年平均1%削減の目標設定とし、計画期間の平成28年度から達成年次である平成32年度までの5年間で5%以上削減とします。

対象施設は第1章3. 対象範囲の「表1 対象施設」で示した施設とし、基準年の排出量はその施設からの排出量とします。

表6 温室効果ガス排出量の削減目標

取組項目	数値目標
温室効果ガス総排出量	基準年度より5%以上削減する

表7 削減目標値

	26年度 (基準年度)	32年度 (目標年度)	削減率 (目標値)
総排出量 (t-CO ₂)	6,027	5,726	-5%

※計画期間中は参考資料2の排出係数及び地球温暖化係数を使って排出量を算出します。

2. 具体的な取組

本計画の取組を推進していくうえで、特に効果的な取組項目については全庁で共通認識を持ち、重点的に進めていくこととします。重点項目は次のとおりです。

表8 排出削減に直接資する取組み

項目	取組内容
電気	照明・OA機器の省エネルギー運用
	空調・エレベータの適正管理
燃料	暖房管理の徹底
	公用車の効率的運用
エネルギー	照明機器のLED化などの高効率化
	低公害車の導入
	新エネルギー導入の検討

表 9 排出削減に間接的に資する取組

項目	取組内容
省資源	両面コピー、裏面利用の徹底
	資料の共有化や簡略化
	庁内情報システムの有効利用
リサイクル	排出ゴミの分別促進、資源化促進
	封筒、ファイルなどの再利用促進

また、個別の取組項目については、各課・施設での状況を勘案し、それぞれに適した方法を話し合い、自発的な取組を進めていくこととします。

第4章 計画の進捗管理

1. 推進体制

(1) 各課・施設の推進責任者

各課及び課相当組織の課長クラスの者を推進責任者とします。

(2) 推進担当者

各課及び課相当組織に推進担当者を1名置きます。

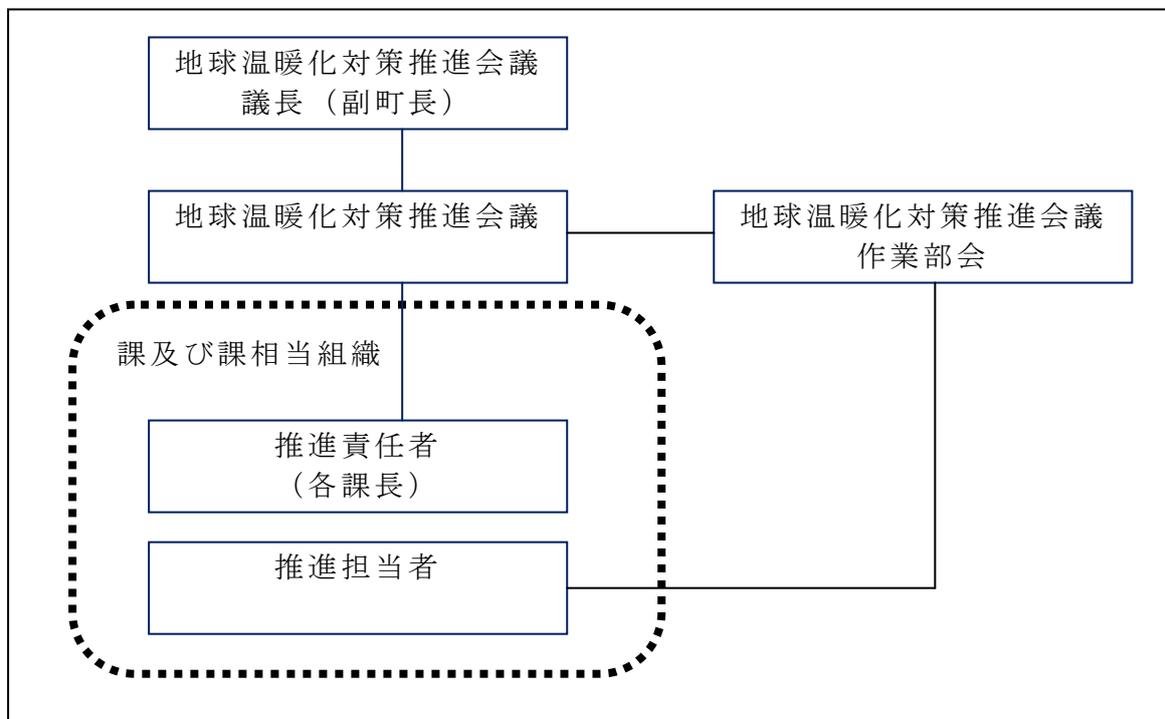
(3) 地球温暖化対策推進会議

推進責任者により構成される会議で、雫石町の地球温暖化対策や環境に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。本会議の議長は副町長が担当します。

(4) 作業部会

推進担当者により構成される部会で、推進会議で必要な調査・検討事項を処理することを目的とします。本部会の部長は環境対策課長が担当します。

表 10 本計画の推進体制

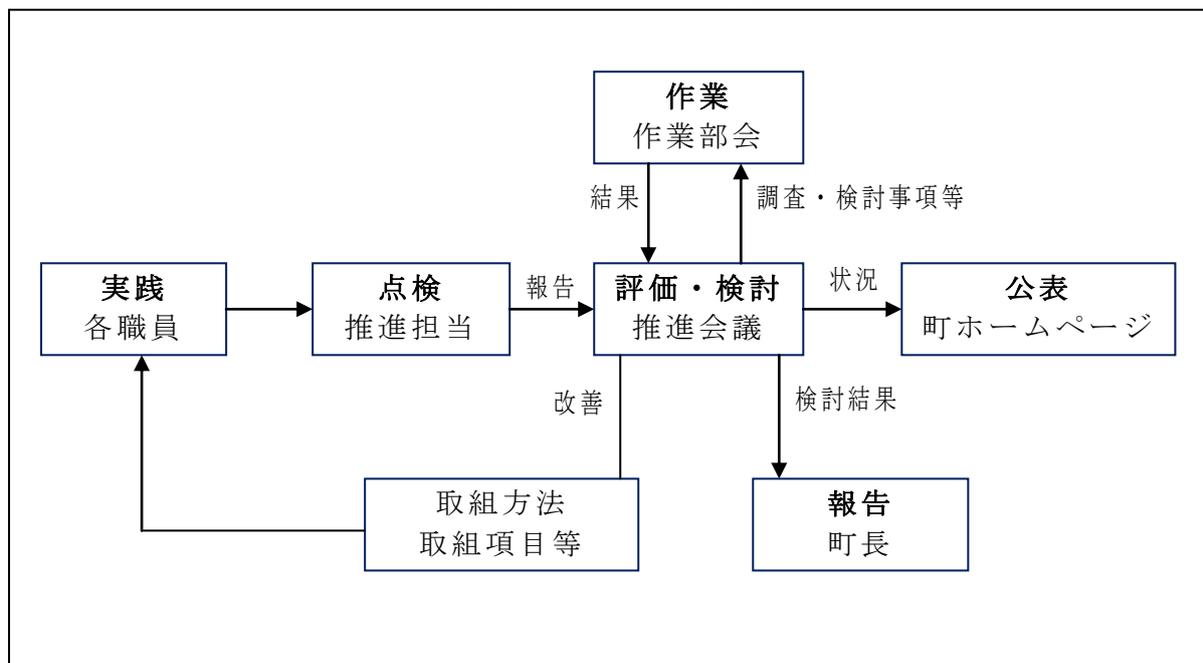


2. 点検及び評価・検討

推進担当者は、所属する課・施設の前年度の実績を把握するため、温室効果ガス排出量調査票及び取組調査票を作成します。

この結果に基づき、推進会議において総合的に環境への取組を評価・検討します。検討結果については町長に報告を行い、公表します。

表 11 フロー図



3. 進捗状況の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、雫石町ホームページへの掲示等により公表します。

參考資料

雫石町地球温暖化対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 雫石町における地球温暖化対策や環境に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、雫石町地球温暖化対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策に関する諸施策の検討に関すること。
- (2) 雫石町地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (3) その他地球温暖化に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 副町長
- (2) 別表に掲げる職にある者

(議長)

第4条 会議に議長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 議長は、会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、環境対策課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が必要に応じ招集する。

(作業部会)

第6条 会議に、調査・検討事項を処理するため、作業部会を置くものとする。

- 2 作業部会は、別表に掲げる職にある者が指名した職員で組織する。
- 3 作業部会は、環境対策課長が招集する。
- 4 作業部会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 各課等が管理運営する施設及び自動車等の温室効果ガス排出量調査に関すること。
 - (2) 雫石町地球温暖化対策実行計画推進上の点検、検討に関すること。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、環境対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

前 文 (抄) (平成19年1月30日告示第50号)

平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第63号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日告示第57号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日告示第53号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月 日告示第 号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

職名

企画財政課長

総務課長

防災課長

税務課長

町民課長

環境対策課長

総合福祉課長

長寿支援課長

健康推進課長

農林課長

観光商工課長

地域整備課長

上下水道課長

雫石診療所事務長

出納課長

学校教育課長

生涯学習課長

農業委員会事務局長

議会事務局長

活動種類ごとの排出係数及び地球温暖化係数

活動種類ごとの排出係数一覧

項目		単位	対象ガス	排出係数	対象ガス	排出係数	入力値	
燃料	ガソリン	L	CO ₂	2.32			月間	
	灯油	L	CO ₂	2.49			月間	
	軽油	L	CO ₂	2.58			月間	
	A重油	L	CO ₂	2.71			月間	
	L P ガス	kg	CO ₂	3.00			月間	
	〃	m ³	CO ₂	6.40			月間	
電気使用量※1		kWh	CO ₂	0.591			月間	
自動車の走行	ガソリン	普通車・小型乗用車	km	CH ₄	0.00001	N ₂ O	0.000029	月間
		軽自動車	km	CH ₄	0.00001	N ₂ O	0.000022	月間
		普通貨物車	km	CH ₄	0.000035	N ₂ O	0.000039	月間
		小型貨物車	km	CH ₄	0.000015	N ₂ O	0.000026	月間
		軽貨物車	km	CH ₄	0.000011	N ₂ O	0.000022	月間
		特殊用途車	km	CH ₄	0.000035	N ₂ O	0.000035	月間
	軽油	普通車・小型乗用車	km	CH ₄	0.000002	N ₂ O	0.000007	月間
		普通貨物車	km	CH ₄	0.000015	N ₂ O	0.000014	月間
		小型貨物車	km	CH ₄	0.0000076	N ₂ O	0.000009	月間
		特殊用途車	km	CH ₄	0.000013	N ₂ O	0.000025	月間
	封入カーエアコンの使用		台	HFC-134a	0.010			年間
	カーエアコンの廃棄		台	HFC-134a	0.005			年間

※1 環境省が公表する算定省令に基づく電気事業者ごとの排出係数（東北電力）

地球温暖化係数（施行令第4条）

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
HFC テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,430

（資料）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成27年4月、環境省）より

第Ⅰ期から第Ⅲ期計画までの目標達成状況

第Ⅰ期計画（平成13年度～平成17年度 目標4%削減）

年度	基準年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	目標値
総排出量 (t-CO ₂)	7,292.9	7,822.1	7,661.9	6,965.4	7,664.5	7,340.2	7,001.2
基準年 増減率	—	7.26	5.06	-4.49	5.10	0.65	-4.00

第Ⅱ期計画（平成18年度～平成22年度 目標6%削減）

年度	基準年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値
総排出量 (t-CO ₂)	5,348.7	5,075.2	4,672.3	4,470.2	4,539.8	4,554.8	5,027.8
基準年 増減率	—	-5.11	-12.65	-16.43	-15.12	-14.84	-6.00

第Ⅲ期計画（平成23年度～平成27年度 目標7%削減）

年度	基準年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	目標値
総排出量 (t-CO ₂)	3,076	2,632	2,714	2,555	2,601		2,861t
基準年 増減率	—	-14.4	-11.8	-16.9	-15.4		-7.0%

※基準年度はいずれも平成11年度です。

※指定管理者制度の取り扱いについて、環境省が示した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、第Ⅱ期計画及び第Ⅲ期計画における基準年度及び総排出量からは除いて計算しています。

※排出係数及び地球温暖化係数については、各計画を策定するにあたっての最新の係数を使用し、計画期間はその係数を使って排出量を算出しています。